

障害者運動における専門家と家族の歴史的考察 : 障害児者がいることと, そのありのままの肯定へ

著者	堀 智久
内容記述	筑波大学博士 (社会学) 学位論文・平成23年3月25日授与 (甲第5605号) 付: (その他関連論文抜刷1冊)
発行年	2011
URL	http://hdl.handle.net/2241/113042

氏名(本籍)	堀	とも	ひさ	智久(北海道)
学位の種類	博士(社会学)			
学位記番号	博甲第5605号			
学位授与年月日	平成23年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	障害者運動における専門家と家族の歴史的考察 -障害児がいることと、そのありのままの肯定へ-			
主査	筑波大学教授	博士(文学)	好井裕明	
副査	筑波大学教授	博士(社会学)	奥山敏雄	
副査	筑波大学准教授		樽川典子	
副査	立命館大学大学院先端総合学術研究科教授		立岩真也	

論文の内容の要旨

本論文の目的は、障害児に関わる専門家・親の運動を事例に、彼らと障害児の関係性が、いかにして歴史的に変容してきたのかを明らかにすることである。第Ⅰ部では、1970年代以前の専門家・親の精神薄弱教育福祉運動を研究対象とし、彼らが、いかにして精神薄弱児者の処遇の場を求めてきたのかを記述する。ここで専門家・親の精神薄弱教育福祉運動を研究対象に据えるのは、長いあいだ精神薄弱児者は物言えぬ存在として考えられてきたことから、精神薄弱児者に関わる専門家・親の運動においてこそ、明瞭に障害児者の代弁者としての専門家・親の役割を見てとることができるからである。次に、第Ⅱ部では、1970年代以降の障害者解放運動と運動する専門家・親の運動を研究対象とし、彼らが、いかにして障害児者との関わりにおいて自らの営為を見直し、障害児者の視点に立つ実践を行ってきたのかを記述する。本論文では、これらの障害児者に関わる専門家・親の運動の歴史的実証を通じて、1970年代を転回点とする運動の質の相違、すなわち、専門家・親の障害認識や障害児者との関係性の歴史的変容を浮き彫りにする。

第Ⅰ部では、1970年代以前の専門家・親の精神薄弱教育福祉運動に焦点化した。戦後の精神薄弱教育福祉体系の基本的骨格は、すでに1930年代の総力戦体制期の改革構想に見られる。第2章では、1930年代の総力戦体制期と戦後占領期の教育改革を一体的に捉え、戦前の教育改革構想と戦後占領期の教育改革の連続性・非連続性を検証した。そこでは、現在の知的障害教育をも規定している戦後精神薄弱教育は、教育制度およびその教育目標において、GHQのCIEを中心とする改革というよりは、むしろ戦時期の教育改革構想を継承したものであり、戦前からの教育改革運動が結実したものであるという事実が明らかとなった。たとえば、戦後占領期の教育刷新委員会で討議・審議された就学猶予・免除の対象の限定や児童鑑別所の設置等は、すでに戦前の改革構想にも見られるものであり、また戦前の教育科学研究会のメンバーや全国聾唖学校職員連盟等の働きかけが、特殊教育の教育改革に重要な役割を果たしている。

その後、1960年代後半に入ると、社会福祉施策全体としては精神薄弱者福祉法を含む福祉六法体制が確立されるなど、重度障害児者を対象とする収用施設の設置が社会的注目を集める。第3章では、精神薄弱児者のための収容施設の拡充がもっとも推し進められた高度経済成長期における重症児の親の運動を事例に、

親たちが、いかにして重症児施設の法制度化や拡充を嘆願してきたのかを明らかにした。1964年に結成された重症心身障害児(者)を守る会の運動は、1963年の厚生省事務次官通達「重症心身障害児療育実施要綱(1963年7月26日児発149号)」、また1967年の児童福祉法改正による重症児施設の法制度化(第43条の4)に至るまで、施策の内実に直接的な影響を及ぼす。また、親たちは、この運動のなかで、「親としてできるだけのことを行っている」、「それでもどうにもならないところに限って援助して欲しい」といったように、親の心構えや介護義務を強調しながら重症児施設の必要性を社会に訴えてきた。このことは、依然として親の心構えや介護義務を強調しなければ要求が可能にならない、家族機能としての家族介護を自明視する社会通念を浮き彫りにする。こうして1960年代後半までには、比較的軽度の精神薄弱児者に対しては、特殊学級や養護学校、授産施設等の拡充が、重度の精神薄弱児者に対しては、生涯を平穩無事に過ごす場としての収容施設の拡充が目指されるという施策体系が完成する。

第Ⅱ部では、1970年代以降の障害者解放運動と連動する専門家・親の運動に焦点化した。第Ⅰ部で見た専門家・親の精神薄弱教育福祉運動は、1970年代以降の障害者解放運動や自立生活運動によって、障害児者の視点を無視したもとして根底から批判される。だが、専門家・親の運動のなかでも、障害児者との関わりにおいて自らの営為を批判的に捉え直そうとする動きがなかったのではない。第4章では、1970年代における日本臨床心理学会の学会改革運動を事例に、専門家であるクリニカルサイコロジストが、いかにして自らの専門性のもつ抑圧性を認識し、臨床心理業務の総点検を行ってきたのかを明らかにした。1969年10月の名古屋大会を契機に、医療心理職を中心とする討論集会グループは、臨床心理学や臨床心理業務が、実際には患者の役に立っていないことを問題にし、理事や理事会への批判を展開する。その後、彼らは、就学運動等の影響を受けて、心理テストが障害をもつ子どもの選別のために用いられていることを批判し、障害の有無に関わらず、どの子どもも地域の普通学校に行くことを主張する。また、1970年代後半以降には、患者からの告発を契機に、心理治療の総点検が行われる。彼らは、心理治療がクライアントの生活総体を捨象していることを指摘し、職場以外でもクライアントと付き合い、「共に悩み、共に考え合える」関係性を模索する。この点で、彼らは、よりよい専門家を目指して、クライアントの視点に立つことから自らの専門性を批判的に捉え直そうとするのみならず、次第にクリニカルサイコロジストの専門性を全面的に否定するに至るように、専門家としての関わりを超えることをも志向する。

その後、1980年代に入ると、1981年の国際障害者年等に代表される社会的な動きにも関わり、これまで障害者本人の運動と接点のなかった親の運動にとっても、障害児者の視点は無視できないものになる。第5章および第6章では、先天性四肢障害児父母の会の運動を事例に、1980年代以降、親たちが、いかにしてその主張の有り様を転換し、障害をもつ子どもの視点に立つ運動を展開するようになったのかを明らかにした。

1970年代を通して、子どもの障害の原因究明を訴える運動を展開してきた親たちは、1980年代以降、子どもの障害の原因であると考えられる催奇形性物質の特定・除去はけっして容易ではないこと、また障害者本人の発言力の強まりから、原因究明活動を継続するとしても障害児者の視点は無視できないことを認識する。とりわけ、成人会員による原因究明活動への違和感の表明や「障害をもっていても不自由ではない」という主張は、この運動の質の転換を決定的なものにした。親たちはその後、親と子どもの障害に対する捉え方の相違を認識し、親子の日常生活に立脚した活動を展開する。社会に向けて、障害をもって暮らす子どものありのままの日常を示すことによって、「障害をもった子どものいる暮らしはけっして不幸ではない」ことを訴えていく。

だが、こうして親たちが、1980年代以降、子どもの視点に立つ運動を展開するようになったことは、親の優生思想が根底から払拭されたことを意味しない。第6章では、その後の運動のなかでも、親の優生思想が疑われ問われた場面が存在してきたことを明らかにし、親の優生思想をめぐる親たちの葛藤、親の優生思

想への批判に対する親たちの対応の有り様を描き出している。

第Ⅰ部と第Ⅱ部の区分でもある、1970年代を転回点とする運動の質の相違、とりわけ、1970年代以降の障害者解放運動と運動する専門家・親の運動の独自性とは、いかなる点にあるといえるのだろうか？1970年代以降の障害者解放運動は、障害者の障害をアイデンティティのひとつとして肯定的に捉え直し、もっぱら健常者に近づくことだけを目的とする治療や教育、訓練等を否定してきた。一方で、本研究で対象化した日本臨床心理学会の学会改革運動や先天性四肢障害児父母の会の運動でも、障害児者の障害をなくすことに対する懐疑的なまなざしや障害児者の障害を積極的に肯定しようとする姿勢が見られる。たとえば、1970年代以降の日本臨床心理学会の学会改革運動や1980年代以降の先天性四肢障害児父母の会の運動は、生産的であること／発達することを第一義的な課題とすること、とりわけ、障害児者の障害をなくすことを至上の価値とすることに対して、一貫して懐疑的なまなざしを向けてきた。障害の原因究明や治療を通じて、障害を感受して生きる障害児者のありのままの姿が否定されることが語られ、障害児者の障害はそれとして認められる必要があることが主張される。だが、終章で彼らの「障害児者の障害を肯定する」という姿勢は、他方では「障害児者の障害はない方がよい」という、容易には払拭し難い思いとのあいだで新たな葛藤を生起させると述べられている。

審査の結果の要旨

従来の障害者運動史研究では、障害者本人によって担われた障害者運動を対象とするものが大半であり、運動においてけっして無視できない主体である専門家・親は、その存在自体が無視されるか、もっぱら障害者解放運動や自立生活運動の批判の対象としてのみ言及されている。だが精神薄弱の場合などは、専門家・親の代弁者役割は無視できないものであり、また戦前の改革構想を継承した専門家・親の精神薄弱教育福祉運動が、戦後の障害者施策の展開を方向づけてきたことは明らかである。また1970年代以降の障害者解放運動や自立生活運動は障害者本人の運動としてのみ存在したのではなく、同時期の精神医学関連学会での学会改革運動や就学運動等、一部の専門家・親の運動とも運動している。本論文は、過去の文書資料を広汎に渉猟し、当事者からの丹念な聞き取りなど地道な作業をもとに専門家・親の運動を取り上げ、専門家・親と障害児者の関係性が、いかにして歴史的に変容してきたのかを明らかにした内容であり、今後障害種別ごとのさらなる歴史的検討という課題が残るものの、きわめて独創性が高く評価できるものである。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。